ジェイアイの海外旅行保険 ［組立て設計プラン］

2014年4月改定版

ジェイアイのサポート体制

旅行先でのトラブルに、ジェイアイは適確に対応します。

SUPPORT 1 Jiデスク

海外主要55都市をカバーする「Jiデスク」では、現地の専門スタッフが日本語で事故・トラブルのご相談を受付いたします。

主なサービス内容

一部都市については、現地事情により提供できないサービスもございます。

1 病院・医師の案内・予約
「Jiキャッシュレス提携病院」のご案内・予約。

2 通訳の手配※
トラブル時に通訳が必要な場合は、手配させて頂きます。

3 付随サービス
- ●ご家族への連絡。
- ●保険金請求手続きのご案内・請求書類の受付。
- ●パスポートやクレジットカード等の盗難時のお手続きをご案内します。

※ ケガや病気で必要な場合以外、またご契約内容によっては全額お客様負担となります。

Jiデスク設置都市 2013年11月現在

地域	都市
アジア・中国	ソウル　釜山　ニューデリー　台北 北京　大連　上海　香港　マカオ
東南アジア	バンコク　シェムリアップ　マニラ　ホーチミン クアラルンプール　シンガポール　ジャカルタ　バリ
ミクロネシア	グアム　サイパン
ヨーロッパ	ロンドン　パリ　ジュネーヴ　ローマ　ミラノ マドリード　バルセロナ　コペンハーゲン　アムステルダム フランクフルト　プラハ　ウィーン　ブダペスト　アテネ
中近東・アフリカ	イスタンブール　ドバイ　カイロ
北米	バンクーバー　トロント　ニューヨーク　シカゴ　オーランド サンフランシスコ　ロサンゼルス　ラスベガス
中南米	カンクン　リマ　サンパウロ
ハワイ・オセアニア	ホノルル　フィジー　ケアンズ　ゴールドコースト シドニー　パース　オークランド　クライストチャーチ

SUPPORT 2 キャッシュレスメディカルサービス

海外300ヵ所を超えるジェイアイ提携病院でキャッシュレス治療！

Jiデスクに連絡するだけで、Jiキャッシュレス提携病院のご紹介・ご予約をお受けいたします。現地での治療費はジェイアイが直接病院へお支払いしますので、ご本人がお立て替えする必要はありません。

SUPPORT 3 緊急メディカルサービス

渡航先で重症となり緊急手術が必要となった場合に！

渡航先で緊急入院が必要な場合等、お客様の容態が重症の場合は、Jiアシスタンスセンターが24時間体制で緊急対応を行います。

SUPPORT 4 スーツケースに関するサービス

ジェイアイのスーツケース引取り・修理・お届けサービスは送料負担がありません！

スーツケース破損時は、ご自宅まで宅配業者がお引取りにうかがい、提携の修理会社で修理します。
修理完了後は、宅配業者がお客様のご自宅にお届けいたします。
お客様が修理会社に持参する必要がありません。

SUPPORT 5 携行品損害は、新価※でお支払い

ジェイアイの携行品損害は新価でお支払いします！

携行品損害の2012年度弊社事故発生件数は全体の36.7%を占めます。一般的な海外旅行（傷害）保険、カード保険では、時価額（減価償却）にてお支払いされる携行品損害もジェイアイなら新価でお支払いします。

（注）修繕可能で修繕費が新価を下回る場合を除きます。
※「新価」とは同等のものを新たに購入するのに必要な金額をいいます。

SUPPORT 6 メディカルアドバイス・サービス

「現地の医師に持病の内容が伝わるだろうか？」
「現在服用の薬やアレルギーを英語で説明したい」
「事前に健康相談できるところはあるだろうか？」

このような海外旅行に伴う不安を少しでも和らげることができるよう、弊社ホームページ上で、持病をお持ちの方への情報提供やサービス提供会社（原則有料）をご案内しています。

ジェイアイホームページ http://www.jihoken.co.jp/top

SUPPORT 7 70歳以上限定のサービス

弊社海外旅行保険にご加入いただきました70歳以上のお客様に、海外旅行の健康や安全に役立つ情報を満載した冊子（携帯体温計付）を送付いたします。

＊当サービスは69歳以下のお客様はご利用頂けません。

【ご請求方法】
海外旅行保険ご契約後、被保険者（保険の対象になる方）からご連絡ください。
契約証番号が必要になりますので、お手元にご準備ください。
＊冊子到着まで1週間程かかります。

❶インターネットで http://kaigairyoko.jp
❷電話で（ナビダイヤル：有料）0570-055026（月～金 9:00～17:00）
＊上記番号は当冊子の請求専用番号のため、保険内容等へのご質問は回答できません。

上記は2013年11月現在におけるサービスの概要をご案内するものであり、今後サービスの内容、Jiデスク等の提供場所や提供方法等が変更となる場合があります。また、ご加入の保険内容・事故内容（保険対象であるか等）・状況・世界情勢等の理由により、一部または全部のサービスが提供できない場合がございます。
詳細及び最新の内容につきましては、「海外安心サービスガイドブック」をご参照ください。

ご注意!! クレジットカードにセットされている保険・補償内容をご確認ください。

緊急時に外国語で対応できますか？

事故発生時、契約確認などに時間がかかる事での事故対応の遅れや、病院の手配から通訳の手配まで、すべてご自身で対応する必要がある場合があります。

補償の内容をご存知ですか？

- ●病気による死亡は補償されていないのが一般的です。
- ●カードによっては、補償額が十分でない場合や、まったく補償がないものもあります。
- ●一般的には複数のカードを所持していても、その合計額が支払われる訳ではありません。所持しているカードの中で最も高い補償額を限度として支払われます。（傷害死亡・後遺障害のケース）

■一般的なカードにセットされている保険の補償内容例

		ゴールドAカード	一般Bカード	
傷害	死亡・後遺障害	5,000万円	2,000万円	
	治療費用	200万円	100万円	補償が低額
疾病	死亡	0円	0円	補償がない
	治療費用	200万円	100万円	補償が低額
個人賠償責任		3,000万円	2,000万円	
救援者費用		200万円	100万円	補償が低額
携行品損害		50万円	20万円	

海外高額事故実例

中国での事故例

搭乗車が他の車と衝突。腰椎骨折、橈骨（とうこつ）・膝蓋骨（しつがいこつ）粉砕骨折、全身他部位損傷と診断され8日間入院・手術。家族が駆けつける。医師・看護師が付添いチャーター機で医療搬送。

お支払いした保険金 1,416万円

シンガポールでの事故例

紫斑が現れ受診。急性骨髄性白血病と診断され55日間入院。家族が駆けつける。

お支払いした保険金 812万円

（注）2008年度～2012年度の間で実際に弊社がお支払いした事例です。保険金をお支払いする費用等の内容は保険約款によります。

組立て設計プラン

タイプのご選択・ご契約にあたって

①ご契約にあたっては「海外旅行保険の概要」をご覧ください。
②組立てされたタイプを申込書のご契約タイプ欄にご記入ください。保険期間（旅行期間）は旅行出発日を含めて数えます。「8月3日～8月10日」までの保険期間は、「8日」となります。
③保険始期日（旅行出発日）時点で18歳以上の方は、ご旅行に行かれる方ご自身がご契約者（お申込人）としてご契約いただくことをお勧めいたします。
④お支払いいただく保険料は、被保険者（旅行者）の年齢により異なります。組立てされたタイプのご選択にあたってはご注意ください。
⑤被保険者（旅行者）が以下に該当する場合は、ご契約いただける傷害死亡・疾病死亡保険金額は他の傷害保険契約（詳細は申込書にてご確認ください）等との合算でそれぞれ1,000万円までとなります。
●保険始期日（旅行出発日）時点で15歳未満の場合。
●保険始期日（旅行出発日）時点で15歳以上の方で、申込書に被保険者の同意署名がない場合（ご契約者と被保険者が異なる契約）。
⑥保険期間（旅行期間）が31日間を超えることが予想される方は当プランのご利用はできませんのでお申出ください。他のご契約タイプをご希望の方はお申出ください。
⑦クレジットカード付帯保険の上乗せとしてもお勧めします！所有されているクレジットカード付帯保険の補償内容をご確認いただき、必要な補償があるタイプをご選択ください。
⑧被保険者（ご旅行者）のご旅行出発日（保険始期日）時点での年齢別の保険料となっております。

タイプ組立て方法について

①被保険者（旅行者）のご旅行出発日時点での年齢にもとづいてSTEP1、2、3からそれぞれご希望にあったご契約タイプを**必ず1つずつご選択ください。**
②ご選択後、各タイプの保険料を足し合計保険料を算出ください。
③3つのタイプ名は申込書のご契約タイプ欄にご記入ください。

69歳
保険期間4日間
A・1・4タイプをご希望の場合

申込書のご契約タイプ欄に右記のようにご記入ください ➡ ご契約タイプ A 1 4

STEP1 A 保険料 1,240円 ＋ STEP2 1 保険料 2,530円 ＋ STEP3 4 保険料 1,180円 ＝ 合計保険料 4,950円

69歳以下※用プラン

◎印はおすすめタイプです。　（被保険者が15歳未満※の場合または、ご契約者と被保険者が異なり申込書に被保険者の契約同意の署名がない場合は、STEP1ではB、Cからご選択ください。）

STEP 1 まさかの死亡事故！後遺障害！など 万が一に備えた補償

下記A・B・Cタイプから、いずれか1つをお選びください

ご契約タイプ	A◎	B	C
保険金額（ご契約金額）傷害死亡	2,000万円	1,000万円	——
傷害後遺障害	2,000万円	1,000万円	1,000万円
疾病死亡	1,000万円	500万円	——
保険期間（保険のご契約期間）／合計保険料 1日	1,150円	580円	130円
2日	1,210円	610円	150円
3日	1,220円	610円	150円
4日	1,240円	620円	150円
5日	1,280円	640円	150円
6日	1,340円	670円	160円
7日	1,390円	700円	160円
8日	1,410円	710円	170円
9日	1,440円	720円	170円
10日	1,470円	740円	180円
11日	1,530円	770円	190円
12日	1,580円	790円	200円
13日	1,620円	810円	210円
14日	1,650円	830円	210円
15日	1,690円	850円	220円
17日まで	1,720円	860円	230円
19日まで	1,820円	910円	250円
21日まで	1,890円	950円	260円
23日まで	2,000円	1,000円	280円
25日まで	2,100円	1,050円	290円
27日まで	2,190円	1,100円	310円
29日まで	2,300円	1,150円	330円
31日まで	2,380円	1,190円	340円

＋

STEP 2 入院した！家族も現地に急行！など 治療・救援のための補償

下記1・2タイプから、どちらかをお選びください

ご契約タイプ	1◎	2
保険金額（ご契約金額）治療・救援費用	2,000万円	1,500万円
疾病応急治療・救援費用	300万円	300万円
緊急歯科治療費用	10万円	10万円
保険期間（保険のご契約期間）／合計保険料 1日	1,000円	990円
2日	1,550円	1,530円
3日	2,080円	2,060円
4日	2,530円	2,510円
5日	2,990円	2,960円
6日	3,450円	3,410円
7日	3,880円	3,850円
8日	4,280円	4,240円
9日	4,650円	4,610円
10日	5,020円	4,970円
11日	5,390円	5,340円
12日	5,770円	5,710円
13日	6,150円	6,090円
14日	6,520円	6,450円
15日	6,830円	6,760円
17日まで	7,300円	7,230円
19日まで	8,010円	7,940円
21日まで	8,680円	8,600円
23日まで	8,970円	8,890円
25日まで	9,230円	9,140円
27日まで	9,420円	9,330円
29日まで	9,810円	9,720円
31日まで	10,200円	10,120円

＋

STEP 3 水浸しにしてしまった！盗まれた！荷物が届かない！などの事故に対する補償

下記3・4・5・6・7タイプから、いずれか1つをお選びください

ご契約タイプ	3◎	4	5	6	7
保険金額（ご契約金額）個人賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
携行品損害	30万円	20万円	10万円	——	10万円
旅行事故緊急費用	5万円	5万円	5万円	5万円	——
保険期間（保険のご契約期間）／合計保険料 1日	900円	830円	640円	330円	360円
2日	970円	890円	680円	330円	400円
3日	1,120円	1,020円	760円	330円	480円
4日	1,300円	1,180円	860円	330円	580円
5日	1,590円	1,430円	1,010円	330円	730円
6日	1,830円	1,640円	1,150円	330円	870円
7日	2,020円	1,810円	1,250円	340円	970円
8日	2,200円	1,960円	1,350円	350円	1,060円
9日	2,350円	2,100円	1,440円	350円	1,150円
10日	2,510円	2,240円	1,530円	360円	1,230円
11日	2,680円	2,390円	1,620円	370円	1,310円
12日	2,840円	2,530円	1,720円	380円	1,400円
13日	3,020円	2,690円	1,830円	400円	1,500円
14日	3,170円	2,820円	1,900円	400円	1,570円
15日	3,310円	2,950円	1,990円	410円	1,650円
17日まで	3,510円	3,130円	2,100円	420円	1,750円
19日まで	3,830円	3,400円	2,280円	440円	1,910円
21日まで	4,150円	3,680円	2,460円	460円	2,080円
23日まで	4,340円	3,850円	2,580円	490円	2,170円
25日まで	4,540円	4,030円	2,710円	520円	2,280円
27日まで	4,860円	4,320円	2,890円	540円	2,440円
29日まで	5,090円	4,520円	3,030円	580円	2,550円
31日まで	5,270円	4,690円	3,140円	600円	2,640円

オプション

旅行中断費用補償特約

■追加保険料をお支払いいただくことにより、セットできます。
■旅行中断費用補償特約は、渡航先にて地震が発生した等の理由により旅行を中途で取りやめて帰国する際の交通費などをお支払いします。出国前に旅行を取消したときの取消費用などはお支払いの対象となりません。

保険金額／保険期間	10万円	20万円	30万円	40万円
1日	30円	70円	100円	140円
2日	40円	80円	120円	160円
3日	40円	80円	120円	160円
4日	40円	90円	130円	180円
5日	50円	110円	160円	220円
6日	60円	120円	190円	250円
7日	70円	140円	210円	280円
8日	80円	150円	230円	310円
9日	80円	170円	250円	340円
10日	90円	180円	270円	360円
11日	100円	190円	290円	390円
12日	100円	210円	310円	420円
13日	110円	220円	330円	440円
14日	120円	230円	350円	470円
15日	120円	240円	370円	490円
17日まで	130円	260円	390円	520円
19日まで	140円	280円	430円	570円
21日まで	150円	310円	460円	620円
23日まで	170円	330円	500円	660円
25日まで	180円	360円	530円	710円
27日まで	190円	380円	570円	760円
29日まで	200円	400円	600円	800円
31日まで	210円	420円	630円	850円

［ご注意］
1.保険金額は、旅行代金または中途で帰国する際にかかる費用のいずれか高い金額でお選びください。
2.中途帰国のための費用は10万円～30万円が目安となります。
3.上記以外の保険金額をご希望の方はお申出ください。

70歳以上※用プラン

◎印はおすすめタイプです。　（ご契約者と被保険者が異なり申込書に被保険者の契約同意の署名がない場合は、STEP1ではB、Cからご選択ください。）

STEP 1 まさかの死亡事故！後遺障害！など 万が一に備えた補償

下記A・B・Cタイプから、いずれか1つをお選びください

ご契約タイプ	A◎	B	C
保険金額（ご契約金額）傷害死亡	2,000万円	1,000万円	——
傷害後遺障害	2,000万円	1,000万円	1,000万円
疾病死亡	1,000万円	500万円	——
保険期間（保険のご契約期間）／合計保険料 1日	1,150円	580円	130円
2日	1,210円	610円	150円
3日	1,220円	610円	150円
4日	1,240円	620円	150円
5日	1,280円	640円	150円
6日	1,340円	670円	160円
7日	1,390円	700円	160円
8日	1,410円	710円	170円
9日	1,440円	720円	170円
10日	1,470円	740円	180円
11日	1,530円	770円	190円
12日	1,580円	790円	200円
13日	1,620円	810円	210円
14日	1,650円	830円	210円
15日	1,690円	850円	220円
17日まで	1,720円	860円	230円
19日まで	1,820円	910円	250円
21日まで	1,890円	950円	260円
23日まで	2,000円	1,000円	280円
25日まで	2,100円	1,050円	290円
27日まで	2,190円	1,100円	310円
29日まで	2,300円	1,150円	330円
31日まで	2,380円	1,190円	340円

＋

STEP 2 入院した！家族も現地に急行！など 治療・救援のための補償

下記1・2タイプから、どちらかをお選びください

ご契約タイプ	1◎	2
保険金額（ご契約金額）治療・救援費用	2,000万円	1,500万円
疾病応急治療・救援費用	300万円	300万円
緊急歯科治療費用	10万円	10万円
保険期間（保険のご契約期間）／合計保険料 1日	1,310円	1,300円
2日	2,030円	2,010円
3日	2,710円	2,680円
4日	3,300円	3,270円
5日	3,900円	3,860円
6日	4,490円	4,450円
7日	5,050円	5,000円
8日	5,560円	5,510円
9日	6,040円	5,980円
10日	6,510円	6,450円
11日	6,990円	6,930円
12日	7,460円	7,390円
13日	7,980円	7,900円
14日	8,430円	8,350円
15日	8,830円	8,750円
17日まで	9,450円	9,360円
19日まで	10,360円	10,260円
21日まで	11,280円	11,170円
23日まで	11,780円	11,670円
25日まで	12,250円	12,140円
27日まで	12,630円	12,510円
29日まで	12,950円	12,830円
31日まで	13,360円	13,240円

＋

STEP 3 水浸しにしてしまった！盗まれた！荷物が届かない！などの事故に対する補償

下記3・4・5・6・7タイプから、いずれか1つをお選びください

ご契約タイプ	3◎	4	5	6	7
保険金額（ご契約金額）個人賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
携行品損害	30万円	20万円	10万円	——	10万円
旅行事故緊急費用	5万円	5万円	5万円	5万円	——
保険期間（保険のご契約期間）／合計保険料 1日	900円	830円	640円	330円	360円
2日	970円	890円	680円	330円	400円
3日	1,120円	1,020円	760円	330円	480円
4日	1,300円	1,180円	860円	330円	580円
5日	1,590円	1,430円	1,010円	330円	730円
6日	1,830円	1,640円	1,150円	330円	870円
7日	2,020円	1,810円	1,250円	340円	970円
8日	2,200円	1,960円	1,350円	350円	1,060円
9日	2,350円	2,100円	1,440円	350円	1,150円
10日	2,510円	2,240円	1,530円	360円	1,230円
11日	2,680円	2,390円	1,620円	370円	1,310円
12日	2,840円	2,530円	1,720円	380円	1,400円
13日	3,020円	2,690円	1,830円	400円	1,500円
14日	3,170円	2,820円	1,900円	400円	1,570円
15日	3,310円	2,950円	1,990円	410円	1,650円
17日まで	3,510円	3,130円	2,100円	420円	1,750円
19日まで	3,830円	3,400円	2,280円	440円	1,910円
21日まで	4,150円	3,680円	2,460円	460円	2,080円
23日まで	4,340円	3,850円	2,580円	490円	2,170円
25日まで	4,540円	4,030円	2,710円	520円	2,280円
27日まで	4,860円	4,320円	2,890円	540円	2,440円
29日まで	5,090円	4,520円	3,030円	580円	2,550円
31日まで	5,270円	4,690円	3,140円	600円	2,640円

※ 保険始期日（旅行出発日）時点の年齢です。

1.ご契約タイプには、「妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約」がセットされております。
2.携行品損害の対象となるのは、被保険者（旅行者）が所有（旅行行程開始前に被保険者がその旅行のために賃貸業者以外の他人から無償で借りたものを含む）かつ携行する身の回り品になります。（例えば、お子様のみの契約で同行のご両親の携行品損害は補償されませんのでご注意ください。）
3.「個人賠償責任」「携行品損害」の自己負担額は0円です。
4.お支払い項目によってはご契約タイプに記載した保険金額とは異なる限度を有するものがあります。
5.旅行事故緊急費用では、被保険者が負担を余儀なくされた費用をお支払いします。（例えば、お子様のみの契約で同行のご両親等の負担された費用は補償されませんのでご注意ください。）

海外旅行保険の概要

ご契約に際しては、「重要事項説明書」「ご契約内容確認事項」「個人情報の取扱説明書」も併せて必ずご覧ください。

●ご契約タイプによっては、セットされていない補償項目もありますのでご注意ください。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡	海外旅行中の事故によるケガが原因で180日以内に死亡した場合	傷害死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人に支払います。 同一のケガにより、〔傷害後遺障害〕を支払いしている場合には、既にお支払いした傷害後遺障害保険金を控除した残額となります。	1.次の①～⑨のいずれかによって生じたケガ ①保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ②けんか、自殺、犯罪行為 ③自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しての運転 ④脳疾患、疾病、心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産、流産 ⑥外科的手術 ⑦戦争、革命などの事変 ⑧核燃料物質による事故、放射能汚染 ⑨自動車等による競技、競争、試運転 2.むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見のない場合 など
傷害後遺障害	海外旅行中の事故によるケガが原因で180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の4%～100%を支払います。 傷害後遺障害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。	
治療・救援費用 妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約セット	＜治療費用＞ 海外旅行中の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気が原因で治療を受けた場合 ＜救援費用＞ 被保険者が次のいずれかに該当した場合 ①海外旅行中の事故によるケガ等により180日以内に死亡した場合または３日以上続けて入院した場合 ②海外旅行中に病気、妊娠、出産、早産、流産により死亡した場合 ③海外旅行中に搭乗・乗船中の航空機・船舶が遭難した場合、山岳登はん中に遭難した場合 ④海外旅行中の事故により被保険者の緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが公的機関により確認された場合 ⑤海外旅行中に誘拐され公的機関に届出された場合 など	１回のケガ、病気、事故などにつき、治療・救援費用保険金額を限度とします。 ＜治療費用＞ 被保険者が支出した次の費用で社会通念上妥当な金額を支払います（ケガの場合は事故の発生の日、病気の場合は治療開始日からその日を含めて180日以内に要した費用）。 ①診療費・入院費関係、入院・通院のための交通費、治療のための通訳雇入費 ②保険金請求のために必要な医師の診断書の費用 ③法令に基づく消毒費用 ④入院時の被保険者の通信費、身の回り品購入費（身の回り品購入費は５万円、通信費と合算で20万円限度） ⑤治療を受けたのち、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するための交通費・宿泊費（払戻しを受けた金額等は控除します。） カイロプラクティック、鍼（はり）、灸（きゅう）の施術のために支出した費用についてはお支払いできません。 ＜救援費用＞ 保険契約者、被保険者または被保険者の親族が支出した次の費用で社会通念上妥当な金額を支払います。（「保険金をお支払いする主な場合」の左記⑤は300万円上限） ①捜索救助費用 ②救援者の現地までの往復運賃（救援者3名分まで） ③救援者の宿泊施設客室料（救援者３名分かつ１名につき14日分まで） ④治療を継続中の被保険者の現地からの移送費用（払戻しを受けた金額等は控除します。） ⑤遺体処理費用（100万円まで）、遺体輸送費用 ⑥救援者の渡航手続費、救援者または被保険者の現地交通費・通信費等（合計20万円まで）	＜治療費用＞ 〔傷害死亡〕の〔保険金をお支払いできない主な場合〕１.の「①～⑨（傷害治療費用）/①、②、⑦、⑧により発病した病気（疾病治療費用）」および２.に該当する場合 ＜救援費用＞ 〔傷害死亡〕の〔保険金をお支払いできない主な場合〕１.の①、②、③、⑦、⑧により生じた事故および２.に該当する場合 ＜治療費用、救援費用共通＞ ●妊娠、出産、早産、流産による病気（保険期間が31日までの契約に限り、妊娠初期の異常（妊娠満22週以後の発生は除く）により治療を開始した場合については保険金を支払います。） ●歯科疾病（ただし、緊急歯科治療費用でお支払いできる場合があります。） 旅行出発前に発病した病気の疾病治療費用および救援費用は疾病に関する応急治療・救援費用で保険金をお支払いできる場合があります。 など
疾病に関する応急治療・救援費用	＜治療費用＞ 海外旅行開始前に発病し治療を受けたことがある病気（※）が原因で海外旅行中に症状の急激な悪化により治療を受けた場合 ＜救援費用＞ 海外旅行開始前に発病し治療を受けたことがある病気（※）が原因で海外旅行中にその症状の急激な悪化により３日以上続けて入院した場合 （※）妊娠、出産、早産、流産に起因する病気および歯科疾病は含みません。	〔治療・救援費用〕でお支払いする保険金のうち、急激に悪化した病気１回につき、治療を開始した日からその日を含めて30日以内で、かつ、被保険者が住居等に帰着するまでに要した費用で、社会通念上妥当な費用相当額を300万円限度に支払います。	〔治療・救援費用〕の〔保険金をお支払いできない主な場合〕に加え、 ●治療の開始が海外旅行終了後の場合 ●治療または症状の緩和が目的の旅行の場合 ●海外旅行開始前に、診察の予約等が行われていた場合 ●海外旅行中も継続して支出することが予定されていた費用（透析、義手義足等、人工心臓弁、ペースメーカ等の継続使用に関わる費用、インスリン注射その他薬剤の継続使用に関わる費用など） など

用語のご説明

◆「被保険者」とは、保険の対象となる方をいいます。
◆「海外旅行中」とは、保険期間中でかつ旅行行程中（海外旅行の目的をもって、住居を出発してから住居に帰着するまで）をいいます。
◆「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには、偶然かつ一時に吸入した有害ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。
◆「治療」とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
◆「特定の感染症」とは、コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群（ＳＡＲＳ）、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫（がっこうちゅう）、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。
◆「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

海外旅行保険の概要

ご契約に際しては、「重要事項説明書」「ご契約内容確認事項」「個人情報の取扱説明書」も併せて必ずご覧ください。

●ご契約タイプによっては、セットされていない補償項目もありますのでご注意ください。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
疾病死亡	海外旅行中に病気により死亡した場合に、疾病死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人に支払います。		〔傷害死亡〕の〔保険金をお支払いできない主な場合〕1.の①、②、⑦、⑧に加え、 ●妊娠、出産、早産、流産による病気 ●歯科疾病 など
個人賠償責任	海外旅行中に偶然な事故によって他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、紛失したことにより損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合 責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。 次の損害に対しては、右記の保険金をお支払いできない主な場合の記載に関わらず、保険金を支払います。 ●宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産（客室外のセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。）に与えた損害 ●居住施設内の部屋、部屋内の動産（戸室全体を賃借している場合を除きます。）に与えた損害 ●賃貸業者より直接借り入れた旅行用品、生活用品に与えた損害	1回の事故につき、個人賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金を支払います。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停費用もお支払いできることがあります。 賠償金額の決定には、事前に弊社の承認が必要です。	〔傷害死亡〕の〔保険金をお支払いできない主な場合〕1.の⑦、⑧により生じた損害に加え、 ●保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害 ●職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ●同居する親族および同一旅行行程の親族に対する損害賠償責任 ●所有、使用、管理する財物の損壊、紛失に対する損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●暴行・殴打による損害賠償責任 ●自動車等の車両、船舶、銃器の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 ●罰金、違約金、懲罰的賠償金 など
携行品損害	海外旅行中に携行品[※]が、盗難・破損・火災などの偶然な事故により損害を受けた場合 （※）被保険者が所有（旅行行程開始前に被保険者がその旅行のために賃貸業者以外の他人から無償で借り入れた物を含みます。）かつ携行する身の回り品をいいますが、次の物は対象となりません。 ●現金、小切手、株券・手形等、印紙・切手等、定期券、預貯金証書、クレジットカード、稿本、設計書、船舶、自動車、オートバイ、山岳登はん等危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具、サーフィン等のスポーツの用具、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動植物、商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器、データ・ソフトウェア・プログラムなど ●被保険者が携行していない物	携行品1つ（1点・1組または1対）あたり10万円（乗車券・航空券等の場合は合計5万円）を限度として損害額を支払います。携行品損害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。 損害額とは再調達価額（同等の物を新たに購入するのに必要な金額）または修繕費のいずれか低い方をいい、修繕が可能な場合には再調達価額を限度として修繕費を支払います。 旅券は、旅券または渡航書の取得に要した交通費、発給手数料等を損害額とします（1事故につき合計10万円まで）。 運転免許証は、再発給手数料を損害額とします。	〔傷害死亡〕の〔保険金をお支払いできない主な場合〕1.の①、③、⑦、⑧により生じた損害に加え、以下により生じた損害 ●差押え等の公権力の行使 ●携行品の自然の消耗、性質の変質・変色、欠陥 ●すり傷、塗料のはがれ等の外観の損傷 ●偶然・外来の事故に直接起因しない電気的事故・機械的事故（故障等） ●置き忘れ、紛失[※] など （※）日本国外における旅券の置き忘れ、紛失は除きます。 有償で借りた携行品の損害に対しては、お支払いできません。 ただし、賃貸業者から借りた旅行用品または生活用品に損害が生じ賃貸業者から損害賠償請求された場合は、個人賠償責任で保険金をお支払いできる場合があります。
旅行事故緊急費用	海外旅行中に生じた予期せぬ偶然な事故[※1]がもとで、被保険者が海外旅行中に負担を余儀なくされた費用[※2]を支払います[※3]。 （※1）公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行会社により、証明されるものに限ります。 （※2）①交通費、②宿泊施設の客室料、③食事代、④国際電話料等通信費、⑤渡航手続費、⑥渡航先で受ける予定であった旅行サービスの取消料、⑦身の回り品購入費をいい、社会通念上妥当な金額とします（払い戻しを受けた額、負担することを予定していた金額を控除します。）。（③、⑦については、一定の条件に該当した場合に限ります。詳細は、重要事項説明書等でご確認ください。） （※3）（※2）の①～⑥の合計で旅行事故緊急費用保険金額が海外旅行中の限度となります（③食事代は旅行事故緊急費用保険金額の10%が海外旅行中の限度となります。）。⑦身の回り品購入費は、①～⑥とは別に、旅行事故緊急費用保険金額の2倍または10万円のいずれか低い額が海外旅行中の限度となります。		〔傷害死亡〕の〔保険金をお支払いできない主な場合〕1.の②、③、⑦～⑨により生じた費用および 2.に該当する場合に加え、以下によって生じた費用 ●保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反 ●地震・噴火、これらによる津波 ●妊娠、出産、早産、流産またはこれらに起因する病気の発病 ●歯科疾病 など
緊急歯科治療費用	海外旅行中の歯科疾病症状の急激な発症・悪化により、海外旅行中に緊急歯科治療[※]を開始された場合 （※）歯科医師が必要であると認め、歯科医師が行う痛みや苦痛を一時的に除去もしくは緩和するための応急治療または飲食時の苦痛を一時的に除去もしくは緩和するための義歯もしくは歯科矯正装置の応急修理をいいます。	海外旅行中に要した費用で社会通念上妥当な金額を10万円限度に支払います。 ①診療費関係 ②保険金請求のために必要な歯科医師の診断書の費用	〔治療・救援費用〕の〔保険金をお支払いできない主な場合〕<治療費用>（疾病治療費用）に該当する場合に加え、以下によって生じた費用 ●義歯または歯科矯正装置の欠陥、自然の消耗、性質によるさび・かび・変色等、すり傷、塗料のはがれ等の外観の損傷 ●ブラッシング、審美歯科治療、その他の口腔衛生行為、緊急歯科治療を伴わない検査、義歯の提供、定期的な歯科治療、予防治療 など

用語のご説明

◆「被保険者」とは、保険の対象となる方をいいます。
◆「海外旅行中」とは、保険期間中でかつ旅行行程中（海外旅行の目的をもって、住居を出発してから住居に帰着するまで）をいいます。
◆「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。
◆「治療」とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
◆「特定の感染症」とは、コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群（ＳＡＲＳ）、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫（がっこうちゅう）、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。
◆「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

海外旅行保険の概要

ご契約に際しては、「重要事項説明書」「ご契約内容確認事項」「個人情報の取扱説明書」も併せて必ずご覧ください。

●ご契約タイプによっては、セットされていない補償項目もありますのでご注意ください。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
旅行中断費用	出国してから次のいずれかに該当したことにより、被保険者が旅行を中断し、直接帰国した場合 ①被保険者、同行予約者（以下「被保険者等」といいます。）、被保険者等の配偶者、親族が死亡または危篤となった場合 ②被保険者等、被保険者等の配偶者、親族がケガや病気（※）で入院した場合 ③被保険者等が搭乗中の航空機・船舶が遭難した場合や山岳登はん中に遭難した場合 ④事故により被保険者等の緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが公的機関により確認された場合 ⑤被保険者等の居住する建物、家財が火災、台風、雪崩等により100万円以上の損害を受けた場合 ⑥被保険者等が裁判所へ出頭する場合 ⑦被保険者等の渡航先または訪れる予定の渡航先において、地震・噴火、これらによる津波、戦争、革命などの事変、暴動やテロ行為等の事由が発生した場合 ⑧被保険者等に官公署の命令等が発せられた場合 ⑨被保険者等に避難指示等が公的機関から出された場合 （※）妊娠、出産、早産、流産、歯科疾病を除きます。	被保険者が旅行中断したことにより、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した次の費用を、旅行中断費用保険金額を限度に支払います（旅行が企画旅行の場合は下記１.または３.のいずれか高い額を、それ以外の旅行の場合は下記２.または３.のいずれか高い額を支払います。）。 １.次の算式により算出した額 $\text{旅行中断費用保険金額または旅行代金のいずれか小さい金額} \times \frac{\text{帰国日以後の日数}}{\text{旅行日程の日数}}$ 旅行代金について払戻しが受けられる場合は、旅行代金より払戻しの額を控除した額を旅行代金とします。 ２.次の費用 ①取消料・違約料などの名目で旅行業者等に支払った費用 ②渡航手続費として支払った費用（旅行中断した後に使用できるものに対する費用を除きます。） 今後支払うべき費用を含み、払戻しを受ける額を除きます。 ３.次に該当する場合の帰国に要する①、②の費用 ●航空券等の購入の予約がされているか既に購入されている場合 ●旅行が企画旅行で、旅行代金の中に帰国のため利用する交通機関の航空券等の費用が含まれている場合 ①航空運賃等交通費 ②宿泊施設客室料（14日分限度）、通信費、渡航手続費（合計20万円まで） 旅行中断したことにより払戻しを受けた運賃、治療・救援費用保険金により支払われる額を控除します。 ◎この特約の保険責任は、出国した時に開始します。	次の①～④により生じた費用 ①次のような原因により左記〔保険金をお支払いする主な場合〕の①～⑤に該当した場合 ●保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ●けんか、自殺、犯罪行為 ●自動車等の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転 ●日本国内における地震・噴火、これらによる津波 ●戦争、革命などの事変 ●核燃料物質による事故、放射能汚染 ②むちうち症または腰痛で医学的他覚所見のないものによって左記〔保険金をお支払いする主な場合〕の②が生じた場合 ③保険料領収前または出国日前日以前に、左記〔保険金をお支払いする主な場合〕の①～⑨に該当していた場合 ④危険なスポーツまたは自動車等による競技、競争、試運転によって左記〔保険金をお支払いする主な場合〕の①、②が生じた場合 など

用語のご説明

◆「被保険者」とは、保険の対象となる方をいいます。

◆「海外旅行中」とは、保険期間中でかつ旅行行程中（海外旅行の目的をもって、住居を出発してから住居に帰着するまで）をいいます。

◆「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。

◆「治療」とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

◆「特定の感染症」とは、コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群（ＳＡＲＳ）、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫（がっこうちゅう）、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。

◆「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

お申込みにあたって

このパンフレットは海外旅行保険の概要をご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず『重要事項説明書』もよくお読みください。また、詳しくは『海外旅行保険』のしおり（海外旅行保険普通保険約款・特約）をご用意しておりますので、必要に応じて、弊社代理店または弊社にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。
ご契約者と被保険者（保険の対象となる方）が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申上げます。
弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務をおこなっております。したがいまして弊社代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

引受保険会社

ジェイアイ傷害火災保険株式会社

〒102-0082　東京都千代田区一番町20-5
http://www.jihoken.co.jp

この保険に関するお問い合わせは右記取扱代理店または下記へ
0120-877030
一部お繋ぎできないIP電話等からは03-3237-2921をご利用ください。
【受付時間】午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

取扱代理店

（汎　用）5944516
（Ｐのみ）5944517（J13A304）　110M（栄）　201312（ver.3.00）